

事例番号：270030

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第二部会

### 1. 事例の概要

初産婦。妊娠35週4日より下腹部痛と腹緊があり、搬送元分娩機関を受診した。内診所見は子宮口の開大0cm、展退60～70%であった。医師は切迫早産と診断し、入院管理を指示した。血液検査の結果は、ヘモグロビン11.3g/dL、ヘマトクリット35.8%、血小板13.9万/ $\mu$ L、CRP0.17mg/dL、D-ダイマー6.1 $\mu$ g/mL、ATⅢ73%であった。リトドリン塩酸塩の点滴投与が開始された。分娩監視装置が装着され、助産師は胎児心拍数基線100～110拍/分台、基線細変動(±)、一過性頻脈(ー)と判断し、医師へ報告した。医師は常位胎盤早期剥離疑いと診断し、母体搬送を決定した。その後、点滴を乳酸リンゲル液に変更した。当該分娩機関に搬送され、リトドリン塩酸塩を乳酸リンゲル液の点滴に混和して投与された。医師は、超音波断層法を実施し、胎児仮死、常位胎盤早期剥離と診断して緊急帝王切開を決定した。帝王切開決定から14分後、児が娩出された。胎盤は子宮底部ですでに剥離しており、胎盤後血腫を排出した。子宮底部には血液浸潤がみられた。

児の在胎週数は35週4日で、体重は2000g台であった。臍帯動脈血ガス分析値は、pH6.71、BE-24.2mmol/Lであった。アプガースコアは生後1分0点、生後5分5点であった。出生直後よりバッグ・

マスクによる人工呼吸と胸骨圧迫が開始された。その後NICUに入院となり人工呼吸器管理となった。頭部超音波断層法では、生後1日の所見は脳室狭小化はなく、脳血流の低下はなかった。生後4日の所見は右側頭葉に脳出血があった。生後11日、頭部MRIが実施され、多発脳内出血、多発硬膜下出血、c o r t i c a l l a m i n a r n e c r o s i s（皮質層状壊死）疑いの診断であった。

本事例は診療所から病院へ母体搬送された事例であり、搬送元分娩機関では産科医2名と助産師3名が関わった。当該分娩機関では産科医2名、小児科医1名、麻酔科医1名と助産師2名が関わった。

## 2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による重症の胎児低酸素・酸血症と考えられる。

常位胎盤早期剥離の発症時期は下腹部痛の症状が出現した頃かその少し前頃と考えられる。また、常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

搬送元分娩機関における妊婦健診は一般的である。

搬送元分娩機関に入院してから約1時間分娩監視装置を装着せずに経過観察をしたこと、胎児の徐脈が確認されてから分娩監視装置の装着までに18分を要したことは選択されることが少ない対応である。切迫早産の対応としてリトドリン塩酸塩を点滴投与したことは一般的である。母体搬送を行ったことは選択肢のひとつである。

当該分娩機関に常位胎盤早期剥離の疑いで搬送され入院した妊産婦に、リトドリン塩酸塩を投与したことは胎児低酸素状態の改善および胎盤剥離の進

行の抑制という利点があるため一般的であるという意見と、添付文書上は禁忌とされていること、子宮を弛緩させることにより出血を増大させる可能性があることから一般的ではないという意見があり、賛否両論がある。

常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開を決定し、14分で児を娩出したことは優れている。胎盤病理組織学検査を施行したことは適確である。臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

新生児蘇生は適確である。その後のNICUでの管理は一般的である。

#### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

##### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

###### (1) 搬送元分娩機関

###### ア. 下腹痛がある妊産婦への分娩監視装置装着について

常位胎盤早期剥離は切迫早産と同様な症状（性器出血、子宮収縮、あるいは下腹部痛）で始まることがある。切迫早産症状を訴えた妊産婦に対しては速やかに分娩監視装置を装着し、胎児の状態を評価することが望まれる。

###### イ. 分娩のための入院時の検査について

分娩での入院時には「産婦人科診療ガイドライン—産科編2014」に記載があるように尿生化学検査を行うことが望まれる。

###### (2) 当該分娩機関

特になし。

##### 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

特になし。

(2) 当該分娩機関

特になし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、および予防方法や早期診断について、研究を行うことが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

特になし。